

令和4年8月24日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

東日本旅客鉄道株式会社

マーケティング本部

くらしづくり・地方創生部門

部門長 小崎 博子



JR 東日本旅行券に関する照会書の件（回答）

拝啓、貴団体におかれましてはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
令和4年7月21日付貴信による、表題のご照会の件につき、下記のとおりご回答を申し上げます。

記

照会事項1につきまして、JR 東日本旅行券の廃止に伴い「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づく払戻しの手続を令和3年11月30日をもって終了とご案内しておりますところ、弊社といたしましても、当該手続期間内に申し出をされなかったJR 東日本旅行券保有者は同法第31条に定める権利実行の手続からは除外されることになりますが、これにより、手続期間内に申し出をされなかった保有者の私法上の債権が消滅するものではないと考えております。

照会事項2につきまして、払戻し手続の終了以降、JR 東日本旅行券保有者より私法上の権利行使する旨お申し出があった場合には、ご事情をお伺いしたうえで、法令等により私法上の権利が消滅していないと認められる場合には、個別に払戻しの対応を行っております。

以上、ご回答申し上げます。

敬具